

長野県子どもを性被害から守るための条例 新旧対照表（一部改正：令和5年10月16日施行）

改正案	現 行
<p>(定義)            第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。            2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。            (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条、<u>第177条、第179条、第181条、第182条</u>、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為            (2)～(6) (略)            3～5 (略)</p>	<p>(定義)            第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。            2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。            (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、<u>第181条、第225条</u>（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為            (2)～(6) (略)            3～5 (略)</p>